

◆共同の配信で掲載か

沖縄の「言論空間」は、常に懸け離れた異空間などとしばしば指摘される。地元メディアが沖縄戦や米軍基地問題などで反対意見を封殺し、歴史や現実を歪曲してきたからだ。民主主義の中において「言論封殺」が平気で行われる。そんな異様さが沖縄の言論空間とされる。

その代表例が、那覇在住のドキュメンタリー作家、上原正穂氏が琉球新報（以下、新報）に連載していた沖縄戦「キュメンタリー」「パンドラの箱を開ける時」の掲載拒否事だ。連載は2007年5月下旬から始ましたが、08年6月に突如、中断された。拒否された原稿は、當時、慶良間諸島の守備隊長だった梅澤裕氏が集団自決の命令を出していることを証明する内容だった。ところが、新報は集団自決について「軍の強

制」軍命説の急先鋒に立ち、キャンペーンを張つてきただ。だから上原氏の原稿は都合が悪い。それで掲載を拒否、つまり反対意見は封殺す

るという挙に出たようだ。そのため上原氏は訴訟を起こした。審理は敗訴したが、7月、福岡高裁那覇支部で逆転勝利した。このことについては本紙7月31日付「沖縄の誤り立証」が「集団自決『軍命説』と詳報した。判決は、新報が合理的な理由もなく上原氏の執筆した慶良間編の掲載を一方的に拒否したこと認めるほか

ないと断じ、「連載執筆契約の新報は「連載不掲載めぐら新報社に賠償命令」タイムズは「琉球新報社に賠償金命じる」との見出しが、申し合わせたように社会面の一段見出しへ記事だった。新報の出だしは「連載の一部を掲載しなかつたのは契約違反だとして」タイムズは「連載を一部掲載しなかつたのは契約違反だとして」と、そつくりだ。「一部掲載」のところに「を」が入っているか、いかだけの違いである。

それでタヌ記事があるのかと通信社モノを調べてみると

義務に違反し、債務不履行に該当する」とし賠償を命じた。上原氏は「梅澤氏の汚名が晴らせた」と述べている。

これまで新報どもひとつの地元紙、沖縄タイムス（以下、タイムス）は訴訟をまったく報じず、訴訟そのものがまるで存在しないかのように装ってきた。だが、高裁で敗訴し30日付で初めて報じた。

これが、西紙とも肝心の上原氏の連載の本身についてはまったく触れていない。どうぞこうう読んでも、どのよう

な連載だったのか、皆自分が知らない。共同の配信には「上原さんは2007年5月から琉球新報の夕刊で沖縄戦を取り上げた連載を執筆して『沖縄戦』と書いている。にもかかわらず西紙は、これも申し合わせたように「沖縄戦」を消して去っているのだ。

共同の配信は全国の新聞が載で新報が「一部掲載」を拒否したとなれば、当然何を拒否したのか読者の関心的と否したのか読者の関心的となる。それを防ぐため「沖縄戦」を消して去ったのだ。

とりわけ、沖縄県公文書館に保管されている秘匿の「戦闘参加者概況表」を明らかにしたのはスクープだった（10月付）。これによつて集団自決の、ありもしない「軍命」がいかに作られたか、その組織がはつきりしたからだ。

「パンドラの箱」訴訟の上原氏勝訴と、本紙シリーズは沖縄の言論空間に埋没してしまつてしまつた。これが沖縄の言論空間（埋没してしまつてしまつた）ではない。どうも他紙は沖縄戦をめぐる連載における集団自決について本紙は7月8日付から「賛められた旧日本兵『援護法』に隠された沖縄戦の眞実」を8回連載した。その中で「軍の命令」と記入する」と援護対象になる「からく

メディアウォッチ

◆新聞◆

沖縄戦の真実証すと連載中断した琉球新報への訴訟を地元紙は封殺

り一浮き彫りにした。

（増記代司）